第二条第六号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第二十号」に、「個人番号又は」を「個人番号及び」に改め、「。第十三号」の下に「及び第二十号」を加え、同条第十八号を同条第二十五号とし、同条第十四号から第十七号までを七号ずつ繰り下げ、同条第十三号の次に次の七号を加える。

十四　電子決済手段等取引業者　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者（国外において当該電子決済手段等取引業者と同種の業務を行う者及び同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者を含む。）をいう。

十五　電子決済手段　資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。

十六　国内電子決済手段勘定　電子決済手段等取引業者の営業所等に設定される電子決済手段の管理に係る勘定をいう。

十七　国外電子決済手段勘定　電子決済手段等取引業者の営業所、事務所その他これらに類するもの（国外にあるものに限る。）に設定される国内電子決済手段勘定に類する勘定をいう。

十八　国外電子決済手段移転　電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国内電子決済手段勘定から国外電子決済手段勘定への電子決済手段の移転をいう。

十九　国外電子決済手段受入れ　電子決済手段等取引業者が顧客の依頼に基づいて行う国外電子決済手段勘定から国内電子決済手段勘定への電子決済手段の受入れをいう。

二十　本人電子決済手段勘定　本人の名義で設定されている国内電子決済手段等取引業者の営業所等の長が、政令で定めるところによりその本人の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を確認しているものをいう。

第三条第一項中「その他の人の」を「その他人の」に、「及び第四条の二第一項」を「、第四条の二第一項及び第四条の四第一項」に、「この項から第四条の三第一項まで」を「第四条の五第一項まで」に、「（個人番号及び」を「（個人番号又は」に改める。

第四条第三項中「）が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合又は当該国外送金等調書の提出期限の属する年の前年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき光ディスク等を提出した場合には」を「）は」に改め、同条第四項中「第一項に規定する税務署長」を「所轄の税務署長（第一項に規定する税務署長をいう。）」に改める。

第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調書の提出等

（国外電子決済手段移転等をする者の告知書の提出等）

第四条の四　電子決済手段等取引業者の営業所等の長にその有する電子決済手段の国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（次条第一項において「別表法人等」という。）を除く。）は、その国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れ（以下「国外電子決済手段移転等」という。）がそれぞれ特定移転又は特定受入れに該当する場合を除き、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号その他の財務省令で定める事項を記載した告知書を、その国外電子決済手段移転等の依頼をする際、当該電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し提出しなければならない。この場合において、当該告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする電子決済手段等取引業者の営業所等の長に第三条第一項に規定する政令で定める書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならないものとし、当該告知書の提出を受ける電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を当該書類又は署名用電子証明書等により確認しなければならないものとする。

2　前項に規定する特定移転とは第一号に掲げる国外電子決済手段移転をいい、同項に規定する特定受入れとは第二号に掲げる国外電子決済手段受入れをいう。

一　その国外電子決済手段移転を依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされている電子決済手段についてされる国外電子決済手段移転

二　その国外電子決済手段受入れを依頼する者の本人電子決済手段勘定で管理がされることとなる電子決済手段についてされる国外電子決済手段受入れ

3　第一項の告知書の提出の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外電子決済手段移転等調書の提出）

第四条の五　電子決済手段等取引業者は、その顧客（別表法人等を除く。以下この項において同じ。）からの依頼により国外電子決済手段移転等（その国外電子決済手段移転をした電子決済手段の価額が政令で定める金額以下のものを除く。）をしたときは、その国外電子決済手段移転等ごとに、その顧客の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号、その国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の種類その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下「国外電子決済手段移転等調書」という。）を、その国外電子決済手段移転等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段等取引業者の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　第四条第二項から第五項までの規定は、国外電子決済手段移転等調書を提出すべき電子決済手段等取引業者について準用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条第一項中「又は国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書又は国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に、「若しくは国外証券移管等に」を「、国外証券移管等若しくは国外電子決済手段移転等に」に改め、同条第三項中「国外証券移管等調書」の下に「、国外電子決済手段移転等調書」を加える。

第九条第一号中「とき又は」を「とき、」に、「とき。」を「とき、又は第四条の四第一項の告知書を国外電子決済手段移転等の依頼の際に電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして電子決済手段等取引業者の営業所等の長に提出したとき。」に改め、同条第二号中「若しくは国外証券移管等調書」を「、国外証券移管等調書若しくは国外電子決済手段移転等調書」に改める。

第十条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十六条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を削る。

第十一条の二の見出しを「被災代替船舶の特別償却」に改め、同条第一項を次のように改める。

個人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人の事業の用に供することができなくなった船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該被災代替船舶の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十（当該個人が、租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者である場合には、百分の二十四）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該被災代替船舶の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十一条の二第二項及び第三項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

第十二条第一項の表の第一号の上欄中「第十一条の二第一項に規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域」に改め、「（その附属設備を含む。次号において同じ。）」を削り、同条第三項中「買換資産の」を「下欄に掲げる資産の」に、「買換資産（」を「資産（」に改め、同条第四項中「の買換資産」を「の下欄に掲げる資産」に、「当該買換資産」を「当該資産」に、